四半期報告書

（第63期第１四半期）

自　平成25年４月１日
至　平成25年６月30日

高千穂交易株式会社

東京都新宿区四谷一丁目２番８号

目　　次

	頁
表　紙	1
第一部　企業情報	2
第１　企業の概況	2
１　主要な経営指標等の推移	2
２　事業の内容	2
第２　事業の状況	3
１　事業等のリスク	3
２　経営上の重要な契約等	3
３　財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
第３　提出会社の状況	7
１　株式等の状況	7
２　役員の状況	8
第４　経理の状況	9
１　四半期連結財務諸表	10
２　その他	18
第二部　提出会社の保証会社等の情報	19
［四半期レビュー報告書］	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年８月９日
【四半期会計期間】	第63期第１四半期（自　平成25年４月１日　至　平成25年６月30日）
【会社名】	高千穂交易株式会社
【英訳名】	TAKACHIHO KOHEKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　戸田　秀雄
【本店の所在の場所】	東京都新宿区四谷一丁目２番８号
【電話番号】	03-3355-1111
【事務連絡者氏名】	経営システム本部長　植松　昌澄
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区四谷一丁目２番８号
【電話番号】	03-3355-1111
【事務連絡者氏名】	経営システム本部長　植松　昌澄
【縦覧に供する場所】	高千穂交易株式会社　大阪支店 （大阪市北区梅田三丁目３番20号 （明治安田生命大阪梅田ビル内）） 高千穂交易株式会社　名古屋支店 （名古屋市中村区名駅南一丁目21番19号 （本州名駅ビル内）） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次	第62期 第１四半期 連結累計期間	第63期 第１四半期 連結累計期間	第62期
会計期間	自平成24年４月１日 至平成24年６月30日	自平成25年４月１日 至平成25年６月30日	自平成24年４月１日 至平成25年３月31日
売上高（千円）	3,879,932	4,358,335	18,149,527
経常利益（千円）	40,605	140,783	1,007,667
四半期（当期）純利益又は四半期純損失（△）（千円）	△43,672	57,471	557,253
四半期包括利益又は包括利益（千円）	△43,027	95,092	743,228
純資産額（千円）	13,294,127	13,843,968	13,867,358
総資産額（千円）	17,499,356	18,696,752	18,599,436
１株当たり四半期（当期）純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額（△）（円）	△4.46	5.87	56.92
潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	－	5.87	－
自己資本比率（%）	75.3	73.7	74.2

（注）１．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．売上高には、消費税等は含まれておりません。

３．第62期第１四半期連結累計期間の潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの１株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

４．第62期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２【事業の内容】

当第１四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当第１四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

２【経営上の重要な契約等】

当第１四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

３【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第１四半期連結累計期間におけるわが国経済は、米国景気が底堅さを増す下で海外経済の持ち直しや金融緩和、各種経済対策の効果もあり、一部の製造業を中心に着実に持ち直しております。先行きについては、国内需要の底堅さなどを背景に、緩やかな回復へ向かうことが期待されておりますが、海外経済の下振れが引き続きわが国の景気を下押しするリスクも懸念されております。

当社グループの市場環境は引き続き競争激化の状況にありますが、新たな成長を見据えて、独自の付加価値をより一層強化し、収益性の向上を図るほか、アジアを中心とした成長市場に積極的に進出し、グローバルビジネスの本格展開を進めております。

具体的には、システムセグメントでは、引き続き商品監視システムの拡販を進めるほか、ＲＦＩＤ事業やリテールソリューション事業等の新たな市場を開拓すると共に、中国・東南アジアへのビジネス展開を強化しております。他方、デバイスセグメントでは、新たな商権・商材の獲得や、技術提案を通じて、特定分野へ特長ある商品の販売に注力しております。また、当社オリジナル機構部品の販路を、アジアを中心とした海外へと拡げ、グローバルブランドとしての地位獲得にも邁進しております。

このような状況の中、当第１四半期連結累計期間の経営成績は、売上高はセキュリティ商品類や産機商品類、マイティカード㈱の販売好調を主因に、前年同期比12.3％増の43億58百万円となりました。

損益につきましては、売上高の増加と販売管理費を抑制したことにより、営業利益は前年同期比277.6％増の１億21百万円、経常利益は前年同期比246.7％増の１億40百万円、四半期純利益は57百万円（前年同期は四半期純損失43百万円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（システムセグメント）

システムセグメントの売上高は、前年同期比23.2％増の18億11百万円、営業損益は前年同期と比べて32百万円増の10百万円の損失となりました。

セキュリティ商品類では、ＧＭＳ（総合スーパーマーケット）やドラッグストア向けに万引き防止装置、ＩＰ（ネットワーク）カメラの販売が好調に推移したほか、国内外の連結子会社の販売貢献などにより、売上高は前年同期比17.1％増の14億29百万円となりました。

メーリング商品類では、主力商品である封入封緘機の大型受注を獲得しましたが、売上計上には至らず、売上高は前年同期に比べ62.0％減の30百万円となりました。

その他ソリューション商品類（※１）では、マイティカード㈱によるＲＦＩＤ事業などの販売貢献により、売上高は前年同期比108.3％増の３億51百万円となりました。

（デバイスセグメント）

デバイスセグメントの売上高は、前年同期比7.3％増の19億80百万円、営業利益は前年同期比237.4％増の92百万円となりました。

電子商品類では、昨年度に引き続きデジタル家電向けシリコンマイクの販売が堅調に推移し、売上高は前年同期比2.1％増の９億15百万円となりました。

産機商品類では、遊技市場向け機構部品の販売が大幅に増加したことなどから、売上高は前年同期比12.2％増の10億64百万円となりました。

（カストマ・サービスセグメント）

カストマ・サービスセグメントは、売上高は前年同期比0.5％増の５億66百万円となり、営業利益は売上原価率の上昇に伴い、前年同期比19.3％減の37百万円となりました。

※１　当第１四半期連結累計期間より「その他商品類」を「その他ソリューション商品類」と名称を変更しております。

(2)財政状態の状況

当第１四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末と比べ97百万円増加し、186億96百万円となりました。これは現金及び預金が８億６百万円、商品及び製品が２億39百万円増加した一方で、受取手形及び売掛金が８億23百万円、ソフトウェアやのれんの償却等により固定資産が60百万円減少したことなどによるものです。他方、負債は、前連結会計年度末と比べ１億20百万円増加し、48億52百万円となりました。これは支払手形及び買掛金が51百万円、預り金が３億74百万円増加した一方で未払法人税等が２億14百万円減少したことなどによるものです。純資産は前連結会計年度末と比べ23百万円減少し、138億43百万円となりました。自己資本比率は前連結会計年度末から0.5ポイント下降し、73.7％となりました。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第１四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第３号に掲げる事項）は次のとおりであります。

①基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めていくものでなければならないと考えています。

当社グループは、独立系技術商社として、創業以来「創造」を事業活動の原点に据え、常に海外の先端技術・商品を広く探求・開拓し、日本の市場に紹介してまいりました。また、創業から61年を通して、「テクノロジーをとおしてお客様のご満足を高め、技能と人間性を磨いて世界に通用する信頼を築き、力を合わせて豊かな未来を拓き社会に貢献する」という企業理念の実現に努めてまいりました。

このような企業理念に基づき、国内各業界の多くの有力企業をお客様とし、海外の有力先端メーカーとの信頼関係、そして海外の先端技術・商品を扱う人材・技術サポート・情報・先端技術探求ネットワーク網などの当社独自の事業ノウハウと快活な先取り精神の社風を築き、持続的な成長により企業価値を高めてまいりました。

当社取締役会は、経営支配権の異動を目的とした株式の大規模買付行為または提案であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、これを受け入れるかどうかは、原則として、当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えています。そのために当社は、大規模買付者及び当社取締役会の双方から当社株主の皆様への必要かつ十分な情報・意見・提案などの提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間が確保される必要があることに加え、株主の皆様をはじめとするステークホルダーのために、当社取締役会による代替案が十分に検討できる機会・時間を確保し、かつ必要に応じて大規模買付者と交渉を行うこと等の当社取締役会の対応を可能とするため、一定の合理的・客観的な仕組みが必要と考えています。

②基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、独立系技術商社の強みを活かし、事業系列や資本系列に捉われることなく、自らの企業理念に従い、市場ニーズを捉え、迅速かつ闊達に世界の先端商材・技術を発掘し、市場に紹介・提供することこそが、当社の有する優位的経営手法であり、収益と成長の維持拡大に欠かせないこと、ひいては企業価値及び株主共同の利益の源泉と考えています。

現在、当社グループでは、「独自の付加価値の創出とグローバルビジネスの本格展開」を中期ビジョンに、既存事業における競争力の強化を図るとともに新市場を開拓し、持続的な成長を目指してまいります。こうした取組みにより、強固な収益基盤の構築と事業規模の拡大を図り、企業価値ひいては株主共同の利益向上に邁進してまいります。

また、当社グループは、企業市民として果たすべき「ＣＳＲ(企業の社会的責任)」を強く認識し、責任ある誠実で透明な経営活動の継続的な実施を通して、あらゆるステークホルダーから信頼される経営を進め、企業価値の向上に努めてまいります。

③当社株式の大規模な買付行為に関する対応策(買収防衛策)の仕組み

当社は、平成19年11月６日開催の当社取締役会において、特定株主グループ(注１)の議決権割合(注２)を20％以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20％以上となる当社株式等の買付行為(いずれも、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。本対応策において、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に対する対応策(以下、「本プラン」といいます。)の導入を決議し、その後の当社第57回、第59回及び第61回定時株主総会において、その継続を株主の皆様にご承認いただいております。その概要は以下のとおりです。

(a)大規模買付ルールの設定

大規模買付者が、大規模買付行為を行うに際しては、大規模買付者の概要や大規模買付行為の目的及び内容等に関する情報、大規模買付ルールに従うことを誓約する旨の「意向表明書」等を当社取締役会宛に提出していただきます。

(b)当社取締役会の評価・検討

当社取締役会は、大規模買付者からの大規模買付情報の提供が完了した後、一定の期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)を設け、当該情報の評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案にあたります。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は、取締役会から独立した組織として設置された独立委員会に諮問し、かつ外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会としての意見をとりまとめ開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(c)大規模買付行為がなされた場合の対応

当社取締役会が、大規模買付行為の内容を評価・検討し、大規模買付者との協議・交渉の結果、大規模買付行為が以下のような要件に該当し、一定の措置をとることが相当であると判断した場合には、取締役会評価期間の開始又は終了の如何を問わず、新株予約権無償割当て等、会社法その他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置をとることがあります。

(イ)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

(ロ)大規模買付者が企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合

(ハ)強圧的二段階買収など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合

(ニ)大規模買付者による支配権取得により、ステークホルダーの利益が損なわれ、それによって長期的に企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される場合

(ホ)買付けの条件が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付けである場合

④本プランの客観的合理性

本プランが、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由として、以下のことが言えます。

(a)買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しています。また、本プランは、経済産業省の企業価値研究会が平成20年６月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勘案した内容となっております。

(b)株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

(c)株主意思を重視するものであること

本プランは、当社株主総会の決議により継続されたものです。また、本プランの有効期限(平成26年６月開催予定の当社定時株主総会終結の時まで)の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合は、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(d)独立した委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの採用にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために大規模買付ルールの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、弁護士、公認会計士等のいずれかに該当する委員３名以上により構成されます。

当社株式に対して買付等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に大規模買付ルールの発動等の運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(e)合理的な客観的発動要件の設定

大規模買付ルールは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものと言えます。

(f)第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、独立した第三者(財務アドバイザー・公認会計士・弁護士・コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(g)デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式等を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

(注１)特定株主グループとは、①当社の株式等(金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)、又は②当社の株式等(同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

(注２)議決権割合とは、①特定株主グループが、注１の①の記載に該当する場合は、当社の株式等の保有者の株式等保有割合(金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)、又は②特定株主グループが、注１の②の記載に該当する場合は、当社の株式等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株式等所有割合(同法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の２第８項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第４項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(4)研究開発活動

当第１四半期連結累計期間における研究開発費は、14百万円（売上高比0.3%）であります。

なお、当第１四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5)経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの事業運営は、特定の分野や顧客、サプライヤーに依存しているのが実情です。従って、そうした特定分野や大口顧客の市況・業況や、大口サプライヤーとのパートナーシップ如何によっては、当社の業績に大きな影響が及ぶ可能性があります。

(6)戦略的現状と見通し

国内経済は昨年の政権交代から、円安への転換、株価の上昇など回復傾向を示すものの、依然として極めて変化しやすい状況にあり、当社を取り巻く事業環境も不安定な状況にあります。

数年来、当社で掲げてきた「収益基盤の再構築」は経営効率の面においては売上総利益率の改善、業務効率の改善による運用コスト低減、戦略的な組織体制の構築などによって一定の成果を上げることができました。現在は「独自の付加価値創出とグローバルビジネスの拡大」の中期ビジョンのもと、既存事業における新商品の発売・未導入市場の開拓、海外事業の拡大、新規事業の立ち上げにより、持続的かつ自立的な事業成長を目指しております。

具体的には、東南アジア地域の事業拡大と国内外の成長分野であるＲＦＩＤ事業の拡販、そしてグループ事業・企業間シナジーを高めることでグループ全体での成長の実現に努めてまいります。

(7)資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの当第１四半期連結累計期間における資金状況は、当第１四半期連結会計期間末の現金及び預金が、前連結会計年度末と比べ８億６百万円増加し80億14百万円となりました。これは受取手形及び売掛金が８億23百万円減少した事が主な要因であります。商品及び製品の増加や配当金の支払いなどによる運転資金の需要増については手許流動資金（現預金）で賄っております。

商社活動の中では、一時的にまとまった運転資金が必要となる場合がありますが、現在の資金残高は、当面の事業活動を考慮しても、流動性が確保できております。

(8)経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、金融・製造・情報通信・小売業など幅広い業界を市場としており、一部は回復しつつあるものの全体としては依然として厳しい市場環境下にあります。当社グループでは、企業理念の「技術」と「創造」に基づき、常にお客様に当社独自の付加価値をご提供し続けることが、市場環境の変化の影響を最小限に止め、自立的な成長に通じるものと考え、「安全・安心・快適」な新たなソリューションの実現に努めてまいります。

なお、中長期的に目標とする経営指標については、経営環境を見極め設定してまいります。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	36,000,000
計	36,000,000

②【発行済株式】

種類	第１四半期会計期間末現在発行数（株）（平成25年６月30日）	提出日現在発行数（株）（平成25年８月９日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,140,300	10,140,300	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株であります。
計	10,140,300	10,140,300	―	―

（注）提出日現在発行数には、平成25年８月１日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成25年４月１日～ 平成25年６月30日	―	10,140,300	―	1,193,814	―	1,156,268

（６）【大株主の状況】

当四半期会計期間は第１四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

（７）【議決権の状況】

当第１四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年３月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成25年６月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式　349,700	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式　9,776,500	97,765	―
単元未満株式	普通株式　14,100	―	―
発行済株式総数	10,140,300	―	―
総株主の議決権	―	97,765	―

②【自己株式等】

平成25年６月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
高千穂交易株式会社	東京都新宿区四谷1－2－8	349,700	―	349,700	3.44
計	―	349,700	―	349,700	3.44

（注）株主名簿上、当社名義となっており、実質的に所有していない株式はありません。

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第１四半期連結会計期間（平成25年４月１日から平成25年６月30日まで）及び第１四半期連結累計期間（平成25年４月１日から平成25年６月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

１【四半期連結財務諸表】
（１）【四半期連結貸借対照表】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （平成25年３月31日）	当第１四半期連結会計期間 （平成25年６月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,207,327	8,014,081
受取手形及び売掛金	5,385,680	4,562,098
有価証券	500,000	500,000
商品及び製品	2,013,505	2,253,292
その他	465,761	399,166
貸倒引当金	△13,596	△12,376
流動資産合計	15,558,677	15,716,262
固定資産		
有形固定資産	496,644	491,536
無形固定資産		
のれん	1,015,122	949,184
その他	162,770	149,670
無形固定資産合計	1,177,893	1,098,854
投資その他の資産		
投資有価証券	739,429	774,499
その他	645,603	634,410
貸倒引当金	△18,811	△18,811
投資その他の資産合計	1,366,221	1,390,098
固定資産合計	3,040,759	2,980,489
資産合計	18,599,436	18,696,752

（単位：千円）

	前連結会計年度 （平成25年３月31日）	当第１四半期連結会計期間 （平成25年６月30日）
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,572,275	2,623,971
未払法人税等	265,510	51,026
賞与引当金	297,785	153,659
役員賞与引当金	28,424	6,272
その他	727,484	1,200,096
流動負債合計	3,891,480	4,035,027
固定負債		
退職給付引当金	752,169	736,533
その他	88,428	81,222
固定負債合計	840,597	817,755
負債合計	4,732,078	4,852,783
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,193,814	1,193,814
資本剰余金	1,156,397	1,156,397
利益剰余金	11,630,395	11,570,379
自己株式	△298,281	△298,281
株主資本合計	13,682,324	13,622,309
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	138,973	161,546
繰延ヘッジ損益	2,957	4,683
為替換算調整勘定	△23,420	△12,124
その他の包括利益累計額合計	118,509	154,105
新株予約権	23,734	25,552
少数株主持分	42,789	42,001
純資産合計	13,867,358	13,843,968
負債純資産合計	18,599,436	18,696,752

（２）【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第１四半期連結累計期間】

（単位：千円）

	前第１四半期連結累計期間 （自　平成24年４月１日 至　平成24年６月30日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成25年４月１日 至　平成25年６月30日）
売上高	3,879,932	4,358,335
売上原価	2,748,903	3,143,058
売上総利益	1,131,029	1,215,277
販売費及び一般管理費	1,098,961	1,094,175
営業利益	32,067	121,101
営業外収益		
受取利息	2,002	537
受取配当金	6,375	6,804
為替差益	－	9,741
その他	3,261	3,247
営業外収益合計	11,639	20,331
営業外費用		
支払利息	328	340
為替差損	2,352	－
支払手数料	296	296
その他	124	12
営業外費用合計	3,101	649
経常利益	40,605	140,783
特別損失		
投資有価証券評価損	44,439	－
特別損失合計	44,439	－
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失（△）	△3,834	140,783
法人税、住民税及び事業税	17,896	24,040
法人税等調整額	30,613	57,396
法人税等合計	48,509	81,436
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失（△）	△52,344	59,346
少数株主利益又は少数株主損失（△）	△8,671	1,875
四半期純利益又は四半期純損失（△）	△43,672	57,471

【四半期連結包括利益計算書】
【第１四半期連結累計期間】

（単位：千円）

	前第１四半期連結累計期間 （自　平成24年４月１日 至　平成24年６月30日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成25年４月１日 至　平成25年６月30日）
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失（△）	△52,344	59,346
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	13,771	22,573
繰延ヘッジ損益	△170	1,876
為替換算調整勘定	△4,285	11,296
その他の包括利益合計	9,316	35,746
四半期包括利益	△43,027	95,092
（内訳）		
親会社株主に係る四半期包括利益	△34,308	93,066
少数株主に係る四半期包括利益	△8,719	2,026

【注記事項】

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当第１四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第１四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第１四半期連結累計期間 （自　平成24年４月１日 至　平成24年６月30日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成25年４月１日 至　平成25年６月30日）
減価償却費	25,082千円	26,460千円
のれんの償却額	50,879	63,576

（株主資本等関係）

Ⅰ　前第１四半期連結累計期間（自　平成24年４月１日　至　平成24年６月30日）

配当金支払額

（決　議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	１株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年６月27日 定時株主総会	普通株式	166,440	17	平成24年３月31日	平成24年６月28日	利益剰余金

Ⅱ　当第１四半期連結累計期間（自　平成25年４月１日　至　平成25年６月30日）

配当金支払額

（決　議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	１株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年６月26日 定時株主総会	普通株式	117,486	12	平成25年３月31日	平成25年６月27日	利益剰余金

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

Ⅰ　前第１四半期連結累計期間（自　平成24年４月１日　至　平成24年６月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	システム	デバイス	カストマ・サービス	合計	調整額（注）１	四半期連結損益計算書計上額（注）２
売上高						
外部顧客への売上高	1,470,228	1,845,617	564,087	3,879,932	－	3,879,932
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－	－	－
計	1,470,228	1,845,617	564,087	3,879,932	－	3,879,932
セグメント利益又は損失（△）	△42,639	27,552	46,843	31,757	310	32,067

（注）１．セグメント利益又は損失の調整額310千円は、連結調整額であります。

（注）２．セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

Ⅱ　当第１四半期連結累計期間（自　平成25年４月１日　至　平成25年６月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	システム	デバイス	カストマ・サービス	合計	調整額（注）１	四半期連結損益計算書計上額（注）２
売上高						
外部顧客への売上高	1,811,490	1,980,042	566,802	4,358,335	－	4,358,335
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－	－	－
計	1,811,490	1,980,042	566,802	4,358,335	－	4,358,335
セグメント利益又は損失（△）	△10,406	92,966	37,794	120,354	747	121,101

（注）１．セグメント利益又は損失の調整額747千円は、連結調整額であります。

（注）２．セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第１四半期連結累計期間 （自　平成24年４月１日 至　平成24年６月30日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成25年４月１日 至　平成25年６月30日）
(1) １株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額（△）	△4円46銭	5円87銭
（算定上の基礎）		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額（△）（千円）	△43,672	57,471
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額（△）（千円）	△43,672	57,471
普通株式の期中平均株式数（株）	9,790,631	9,790,583
(2) 潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額	－	5円87銭
（算定上の基礎）		
四半期純利益調整額（千円）	－	－
普通株式増加数（株）	－	529
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	－	－

（注）　前第１四半期連結累計期間の潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの１株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

（重要な後発事象）

当社は、平成25年７月19日開催の取締役会において、平成25年８月19日に当社取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

新株予約権の数（個）	57
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	85,500
新株予約権の行使時の払込金額（円）	（注）１
新株予約権の行使期間	平成27年８月１日　～　平成30年７月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額（円）	（注）２
新株予約権の行使の条件	（注）３
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）４
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５

（注）１．１株当たりの行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値（終値のない日数を除く。）に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が割当日の前日の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。なお、割当日の後に以下の事由が生じた場合は、以下のとおり行使価額をそれぞれ調整する。

①当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{１株当たり行使価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とする。

③当社が行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は行使価額の調整をするものとする。

２．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

３．新株予約権の行使の条件

①各新株予約権の一部行使はできないこととする。

②新株予約権の第三者への譲渡、質入、その他一切の処分は認めないものとする。

③新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を継承し、行使することができる。また、新株予約権者が当社の役員または従業員の地位を有さなくなった場合にも新株予約権を行使することができる。ただし、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数及び権利行使期間等について制限がなされ、または新株予約権を当社に返還すべきこととなることがある。

④上記の他、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定める。

４．新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。

５．組織再編に際して定める契約書または計画書等に再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該再編比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

①合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

②吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

２【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年８月８日

高千穂交易株式会社

取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 岡　村　俊　克　　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 伊　藤　栄　司　　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている高千穂交易株式会社の平成25年４月１日から平成26年３月31日までの連結会計年度の第１四半期連結会計期間（平成25年４月１日から平成25年６月30日まで）及び第１四半期連結累計期間（平成25年４月１日から平成25年６月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、高千穂交易株式会社及び連結子会社の平成25年６月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第１四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

２．四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。